

Q.

夫婦の年金が分割される制度が導入されるそうですが？

A. 話し合いを前提に実施される合意分割制度と、一定の事実に基づき実施される強制分割制度が導入されます。それぞれ平成19年4月と平成20年4月との2段階に分けて実施される予定です。

16年年金改定により、「離婚時の年金分割」が導入されます。この年金分割の概要は、夫が貰えるはずの厚生年金の最大2分の1を、婚姻期間に相当する分だけ、分割して妻が貰えることとなります。ただし、離婚時に年金を貰えるのではなく、将来年金を受給するときに、分割して貰えるということです。女性にとっては朗報ですが、男性にとっては離婚後の年金が最大半分まで減少するという厳しい時代が到来しそうです。

合意分割（平成19年4月実施）

平成19年4月以降に離婚が成立した場合、婚姻期間中に夫婦が加入していた厚生年金加入期間の合計の2分の1を限度に多い方（一般的には夫）から少ない方（一般的には妻）へ分割することが可能になります。ただし、夫婦間の合意又は裁判所の決定が必要となります。分割の対象となる期間は、婚姻期間中であれば平成19年3月以前の期間も分割の対象になります。

（ポイント）

- ① 分割の対象となる期間は結婚から離婚まで
- ② 分割割合は分割される方の50%の範囲内
- ③ 夫婦の合意又は家庭裁判所の決定が必要条件
- ④ 平成19年4月以降の離婚が対象

この合意分割は、あくまでも平成19年4月以降に離婚が成立した場合に適用されます。その場合、分割の対象となる期間は平成19年3月以前の婚姻期間も含むことになります。

強制分割（平成20年4月実施）

平成20年4月以降に離婚が成立した場合、平成20年4月以降の第3号被保険者（社会保険の被扶養配偶者）であった期間は、厚生年金の保険料納付記録を折半することができます。平成20年3月以前分は、合意分割の手続きが必要になります。あくまでも平成20年4月以降分に関して、当然に分割されるということです。

（ポイント）

- ① 分割の対象となる期間は平成20年4月以降、第3号被保険者にかかる相手の厚生年金の期間
- ② 分割割合は特定被保険者期間（※）の50%
※結婚生活のうち第3号被保険者に入っていた期間
- ③ 第3号被保険者であった者が請求するだけで当然に分割される

この強制分割は、あくまでも平成20年4月以降に離婚が成立した場合に適用されます。その場合、分割の対象となる期間も平成20年4月以降が対象となります。また夫婦共働き（厚

生年金加入）の期間は強制分割の対象とはなりません。この強制分割は、法執行後の期間がその対象になるため、当初は分割の効果は期待できないでしょう。また第3号被保険者の制度が今後も維持されるのかも疑問が残るところです。したがって、実務上は前項の合意分割が主流になるのではないのでしょうか。